

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名:内閣府

組織:公正取引委員会

26年度成立予算における政策評価体系図 【基本計画(23年3月策定)】	
一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達	
公正かつ自由な競争の促進	
(1) 独占禁止法違反行為に対する措置等	
(2) 下請法違反行為に対する措置等	
(3) 競争政策の広報・広聴等	
(4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保	

27年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(23年3月策定)】		政策評価 調書番号
一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達		
公正かつ自由な競争の促進		
(1) 独占禁止法違反行為に対する措置等		①
(2) 下請法違反行為に対する措置等		②
(3) 競争政策の広報・広聴等		③
(4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保		④

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府

会計:一般会計

組織:公正取引委員会

【基本計画(23年3月策定)に対応するもの】

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		1			
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)	(4)
		公正取引委員会					
	×	公正取引委員会に必要な経費(主要経費95)					
①	●	独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費(主要経費95)		●			
②	●	下請法違反行為に対する措置等に必要な経費(主要経費95)			●		
③	●	競争政策の普及啓発等に必要な経費(主要経費95)				●	
④	●	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費(主要経費95)					●

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		競争政策の広報・広聴等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	③
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	132,121	127,576	125,834	124,666	134,303
	補正予算（千円）	-	△ 1,422	△ 266	-	
	繰越し等（千円）	-	-	△ 395		
	計（千円）	132,121	126,154	125,173		
執行額（千円）		112,871	108,043	106,775		
政策評価結果の概算要求への反映状況		予算概算要求に当たり、本件は、競争政策に対する国民的理解を図るために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったとの政策評価結果を踏まえて、国民に対する独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供、一日公正取引委員会や独占禁止法教室等の積極的開催などのために必要な要求を行った。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	競争政策の広報・広聴等					番号	③		(千円)
	予 算 科 目						予 算 額		
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	競争政策の普及啓発等に必要な経費	124,666	134,303	-
	小計						124,666	134,303	-
対応表において◆となっているもの									
	小計								
対応表において○となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
小計							の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
小計							の内数	の内数	
合計						124,666	134,303		
						の内数	の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	競争政策の広報・広聴等				番号	③	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			26年度 当初 予算額	27年度 概算要求額	増減		
競争政策の広報・広聴	A	1	25,437	24,299	△ 1,138		平成26年度に実施した政策評価結果を踏まえ、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応を行う「一日公正取引委員会」や中学生、高校生、大学生等に対して行う「独占禁止法教室」などの各種広報活動等、地方有識者及び協力委員への広聴活動のための要求を行った。
合計							

平成26年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会26-①)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴					
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。					
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	29,320	25,930	25,437	
		補正予算(b)	0	0		
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	29,320	25,930		
執行額(千円)	25,041	19,998				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	一日公正取引委員会開催件数	実績値					評価対象年度	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	目標達成
		1	4	8	8	8		
	年度ごとの目標値	-	3	8	8	8		
	消費者セミナー開催件数	実績値					評価対象年度	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	目標達成
		-	38	39	50	49		
	年度ごとの目標	-	25	41	41	42		
	独占禁止法教室開催件数	実績値					評価対象年度	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	目標達成
		47	82	96	112	141		
	年度ごとの目標値	32	44	75	76	86		
地方有識者との懇談会開催件数	実績値					評価対象年度	達成	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	目標達成	
	88	84	82	82	88			
年度ごとの目標値	91	91	85	83	80			
独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成	
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	相当程度進展あり	
	別紙のとおり。							
年度ごとの目標値								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 前記測定指標のうち、一日公正取引委員会開催件数、消費者セミナー開催件数、独占禁止法教室開催件数及び地方有識者との懇談会開催件数について目標を達成した。しかし、「独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況」については、一定の実績を示しており、取組が相当程度進展したと考えられるが、競争政策に対する国民的理解の増進という目標を達成したとまではいえないため。

評価結果	施策の分析	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るために必要かつ有効であり、また、その活動は効率性があったと評価できる。</p> <p>しかし、ウェブアンケートの結果によると、公正取引委員会の認知度は高いとはいえ、一日公正取引委員会を始めとする各種の取組の認知度も低いものとどまっている。また、地方有識者や協力委員からの意見をみても、取組の拡大と内容の充実を求める声があることから、引き続き競争政策に対する国民的理解の増進を図るため、広報・広聴活動を推進していく必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 競争政策に対する国民的理解の増進を図るため、現在の目標を維持し、引き続き広報・広聴活動を推進していく。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために必要かつ有効であったと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き広報・広聴活動を推進していく。</p> <p>しかし、一日公正取引委員会、消費者セミナー、独占禁止法教室など、開催回数は目標以上となっているが、各種取組の認知度は高いとはいえ、地方有識者や協力委員からは、「消費者は、独占禁止法違反がもたらす弊害を分かっていないので、分かりやすく説明していく必要がある。消費者に対する身近で地道な活動が大きな成果につながっていくので、活発に消費者セミナーを開催してもらいたい。」「独占禁止法は、消費者又は社会人として社会に出て行くと重要な法律で、独占禁止法教室によって初めて独占禁止法や公正取引委員会のことを知る学生もいるので、学生向けに積極的に広報してもらえればと思っている。」といった各種取組の実施の更なる拡大を求める声が出ている。そのため、例えば、社会科担当教員等教育関係者が参加する会合において独占禁止法教室を広報するなど、各種取組に関し、開催件数を増加することによる参加者数増加を実現し、認知度を高めていく必要がある。</p> <p>また、取組の内容の充実の観点からは、一日公正取引委員会については、実施すべき独占禁止法講演会等を確実に実施すること、消費者セミナーなど参加者が事例を身近に感じてもらえるように説明の仕方や資料作成を工夫するなど、各種取組の内容面等の改善に努める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動は、誰を対象としているか、広報手段・広報内容は適切か、広報活動により対象者の行動はどうか重要であり、例えば、「消費者セミナー」と称する会議で、消費者トラブルの情報を知りたいと思って集まった者に対して、独占禁止法一般の説明ばかりしたのでは参加者の期待には応えられないであろうし、独占禁止法教室であれば独占禁止法が重要であるというメッセージが受講者に届くようにすることが必要である。(田辺委員) (広報活動のターゲットとすべき対象者を明確にし、広報内容等を対象者のニーズに合うものとなるよう広報活動を行っていく旨を回答した。) ・ウェブアンケート調査の対象者の選択として、潜在的に公正取引委員会に興味があると思われる学者や教育関係者を多く選ぶこと自体は悪くない。しかし、例えば、アンケートの対象者に主婦が入っていないのに、対象者の総称を「一般国民」と表記することは不適当と考える。(田中委員) (意見を踏まえて修正を行った。) ・SNSについては、情報発信の得意な職員が、読者の関心を持ってもらえるような情報を発信させることを試みてはどうか。(田中委員) (意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。) ・社会科や公民の教育関係者が集まる機会は、年間の学習計画の中に独占禁止法教室を組み込んでもらうのにとても良い機会なので活用すべきである。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①消費者セミナー参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート 調査対象者:消費者セミナー参加者(有効回答数)内容理解度868名、満足度869名 調査方法:選択式、自由記載式 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年4月12日～平成26年3月8日</p> <p>②独占禁止法教室参加者の内容理解度・満足度等に係るアンケート 調査対象者:独占禁止法教室参加者(中学生、高校生、大学生)(有効回答数)内容理解度8,719名、満足度8,826名 調査方法:選択式、自由記載式 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年4月16日～平成26年3月17日</p> <p>③一日公正取引委員会参加者の意識に係るアンケート 調査対象者:一日公正取引委員会参加者(有効回答数)602名 調査方法:選択式 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年6月4日～平成26年2月18日</p> <p>④各種広報活動を報道した新聞記事の広告費換算額調査 調査対象:公正取引委員会が報道発表等を行った広報活動に関する新聞記事225記事 調査方法:記事ごとに面積を実測し、「media-data2013年版」(メディアリサーチ社発行)の各媒体広告料金のうち「記事中」の広告料の最小単位を割り出して算出した単価を乗じて推計 作成者:株式会社ジャパン通信社</p> <p>⑤独占禁止懇話会第194回会合議事概要(平成25年4月24日報道発表資料) ⑥独占禁止懇話会第195回会合議事概要(平成25年7月3日報道発表資料) ⑦独占禁止懇話会第196回会合議事概要(平成25年12月11日報道発表資料) ⑧独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見(平成25年度上半期)について(平成25年10月16日報道発表文) ⑨独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見(平成25年度下半期)について(平成26年4月16日報道発表文) ⑩有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について(平成26年1月22日報道発表文) ⑪広報に関するウェブアンケート 調査対象者(有効回答者数)1,017名:給与所得者(264名)、教育関係者(242名)、学生(175名)、経営者(132名)、法曹関係者(79名)、その他(125名) 調査方法:ウェブアンケート調査(選択式、自由記載式) 作成者:株式会社インテージ 調査期間:平成26年3月26日から同月28日まで</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	--

担当部局名	官房総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	官房総務課長 笠原 宏	政策評価実施時期	平成26年4月～7月
-------	-------	--------------------	----------------	----------	------------

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。
	① 独占禁止懇話会の開催回数[4回]	① 同左[2回]	① 同左[4回]	① 同左[2回]	① 同左[3回]
	② 報道発表件数[278件]	② 同左[267件]	② 同左[253回]	② 同左[258件]	② 同左[286件]
	③ 各種広報活動(公表したもの)に係る新聞記事の広告費換算額[9億2231万円]	③ 同左[4億5657万円]	③ 同左[8億3677万円]	③ 同左[5億2245万円]	③ 同左[3億9036万円]
	④ メールマガジン登録件数[4,088名]	④ 同左[4,508名]	④ 同左[4,797名]	④ 同左[5,070名]	④ 同左[5,382名]
	⑤ 公正取引委員会ウェブサイトトップページへのアクセス件数[2,700,101件]	⑤ 同左[2,453,330件]	⑤ 同左[2,489,509件]	⑤ 同左[1,938,070件]	⑤ 同左[2,114,771件]
	⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレット及び独占禁止法動画サイトへのアクセス件数[193,986件]	⑥ 同左[286,420件]	⑥ 同左[317,197件]	⑥ 同左[515,846件]	⑥ 同左[180,667件]
	⑦ -	⑦ -	⑦ 一日公正取引委員会参加者の評価[86%] (注1)	⑦ 同左[79%]	⑦ 同左[91%]
	⑧ -	⑧ 消費者セミナー参加者の内容理解度[85%] (注2)	⑧ 同左[88%]	⑧ 同左[83%]	⑧ 同左[84%]
	⑨ -	⑨ 消費者セミナー参加者の満足度[71%] (注2)	⑨ 同左[73%]	⑨ 同左[74%]	⑨ 同左[70%]
	⑩ -	⑩ 独占禁止法教室参加者の内容理解度[87%] (注2)	⑩ 同左[89%]	⑩ 同左[88%]	⑩ 同左[91%]
⑪ -	⑪ 独占禁止法教室参加者の満足度[87%] (注2)	⑪ 同左[89%]	⑪ 同左[87%]	⑪ 同左[88%]	
年度ごとの目標値	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。				

(注1) 一日公正取引委員会参加者の評価については、アンケートにおいて、一日公正取引委員会の取組に対して、「非常に良い取組である」又は「良い取組である」と回答した参加者の割合を記載

(注2) 理解度については、アンケートにおいて「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合を記載。また、満足度については、アンケートにおいて「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会26-5)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争政策の広報・広聴	担当部局名	官房総務課	作成責任者名	官房総務課長 笠原 宏
施策の概要	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。	政策体系上の位置付け	競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。		
達成すべき目標	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。	目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の広報・広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目標として設定した。	政策評価実施予定時期	平成29年4月～7月

測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値						
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1 一日公正取引委員会開催件数	8件	26年度	—	3件	8件	8件	8件	8件	一日公正取引委員会(独占禁止法・下請法の講演会、独占禁止法教室、相談コーナー等を1か所の会場で集中的に開催するもの)の開催件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
			1件	4件	8件	8件	8件		
2 消費者セミナー開催件数	42件以上	26年度	—	25件以上	41件以上	41件以上	42件以上	42件以上	消費者セミナー(独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について対話型・参加型で実施するイベント)の開催件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
			—	38件	39件	50件	49件		
3 独占禁止法教室開催件数	101件以上	26年度	32件以上	44件以上	75件以上	76件以上	86件以上	101件以上	独占禁止法教室(中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性や公正取引委員会の役割等に係る講義を行うもの)の開催件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
			47件	82件	96件	112件	141件		

4 地方有識者との懇談会開催件数	81件以上	26年度	91件以上		91件以上	85件以上	83件以上	80件以上	81件以上	地方有識者との懇談会(全国の様々な地域に所在する有識者に対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するもの)の開催件数を把握して、競争政策の広報・広聴活動の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績を考慮するなどして設定した。
			委員等	9	9	9	10	8		
			地方事務所長等	79	75	73	72	80		
			合計	88	84	82	82	88		
5 独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションを通じて競争政策に対する理解の増進状況	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。	26年度	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。							
			以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。		
			① 独占禁止懇話会の開催回数[4回]	① 同左[2回]	① 同左[4回]	① 同左[2回]	① 同左[3回]			
			② 報道発表件数[278件]	② 同左[267件]	② 同左[253件]	② 同左[258件]	② 同左[286件]			
			③ 各種広報活動(公表したものに係る新聞記事の広告費換算額[9億2231万円])	③ 同左[4億5657万円]	③ 同左[8億3677万円]	③ 同左[5億2245万円]	③ 同左[3億9036万円]			
			④ メールマガジン登録件数[4,088名]	④ 同左[4,508名]	④ 同左[4,797名]	④ 同左[5,070名]	④ 同左[5,382名]			
			⑤ 公正取引委員会ウェブサイトのトップページへのアクセス件数[2,700,101件]	⑤ 同左[2,453,330件]	⑤ 同左[2,489,509件]	⑤ 同左[1,938,070件]	⑤ 同左[2,114,771件]			
⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレット及び独占禁止法動画サイトへのアクセス件数[193,986件]	⑥ 同左[286,420件]	⑥ 同左[317,197件]	⑥ 同左[515,846件]	⑥ 同左[180,667件]						
⑦ —	⑦ —	⑦ 一日公正取引委員会参加者の評価[86%] (注1)	⑦ 同左[79%]	⑦ 同左[91%]						
						本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争政策の広報・広聴活動の実施状況を測定する。				

			⑧	—	消費者セミナー参加者の内容理解度[85%](注2)	⑧ 同左[88%]	⑧ 同左[83%]	⑧ 同左[84%]		
			⑨	—	消費者セミナー参加者の満足度[71%](注2)	⑨ 同左[73%]	⑨ 同左[74%]	⑨ 同左[70%]		
			⑩	—	独占禁止法教室参加者の内容理解度[87%](注2)	⑩ 同左[89%]	⑩ 同左[88%]	⑩ 同左[91%]		
			⑪	—	独占禁止法教室参加者の満足度[87%](注2)	⑪ 同左[89%]	⑪ 同左[87%]	⑪ 同左[88%]		

達成手段	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度	25年度	26年度				
(1) 競争政策の広報・広聴に係る経費	29,931 (25,041)	29,320 (22,130)	25,930	25,437	1~5	競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために、報道発表、ウェブサイトによる情報発信、独占禁止法教室の開催等の各種広報活動及び学界、産業界、経済団体、消費者団体等の有識者との意見交換等の各種広聴活動を行う。	—	
ア 独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会(内数)	4,426 (3,203)	4,329 (3,074)	4,315	4,146	4		2	
イ 独占禁止懇話会(内数)	1,610 (1,500)	1,470 (525)	1,368	1,634	5-①		3	
施策の予算額・執行額	29,931 (25,041)	29,320 (22,130)	25,930	25,437	施策に係る内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		—	

(注1) 一日公正取引委員会参加者の評価については、アンケートにおいて、一日公正取引委員会の取組に対して、「非常に良い取組である」又は「良い取組である」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 理解度については、アンケートにおいて「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合を記載。また、満足度については、アンケートにおいて「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載。